

## 私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

### 制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低中所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

### 要件

**令和8年7月1日時点において、次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。**

- ① 保護者等全員の令和8年度の市町村民税及び道府県民税の所得割（以下「所得割」という。）の合算額が対象生徒の世帯区分に該当すること
- ② 保護者等全員が、**大阪府内に在住**していること（※）
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援金の支給を受ける資格を有する者、もしくは高等学校等学び直し支援金の支給対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと  
(令和9年3月1日までに復学した場合は支給対象となりますので、復学日までに大阪府（裏面問合せ先参照）にお問い合わせください。)

※ 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

### 給付金額

| 対象生徒の世帯区分 |                                        | 給付金額     |         |
|-----------|----------------------------------------|----------|---------|
|           |                                        | 全日制・定時制  | 通信制     |
| 1         | 生活保護(生業扶助)の受給世帯                        | 52,600円  |         |
| 2         | 令和8年度の所得割が非課税の世帯                       | 152,000円 | 52,100円 |
| 3         | 令和8年度の所得割の合算額が100円以上105,500円未満の世帯※     | 50,670円  | 17,370円 |
| 4         | 令和8年度の所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯※ | 38,000円  | 13,030円 |

※世帯区分3、世帯区分4は就学支援金新制度又は学び直し支援金新制度の対象者のみ。

申請書類等は、必ず期限内に提出してください。

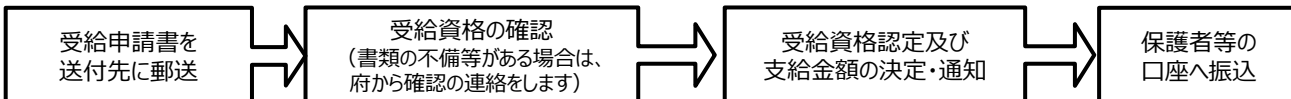
### 申請期限

**令和8年10月31日（土曜日）【消印有効】**

※郵便物の消印日付が令和8年11月1日以降の申請は、受理できませんので、ご注意ください。

※10月31日に発送する場合は、必ず郵便局で10月31日の消印を受けてください。

### 給付金の支給の流れ



(7/1～10/31の消印有効)

(7月～12月)

(令和8年12月以降順次)

(令和8年12月以降順次)

# 申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、下記の書類を申請期限までに提出してください。  
下記の区分については、表面の【給付金額】をご参照ください。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全世帯区分共通  | <b>●奨学のための給付金 受給申請書（様式第1号の2）</b><br><br><b>※受給申請書にある在学証明書は必ず記入してください。</b><br>（学校任意の在学証明書は、令和8年7月1日時点のものではなく、併せて <b>就学支援金等の認定通知書を提出してください。</b> ）<br><b>※受給申請書の提出後に、申請者の変更（例：離婚・死別等による親権者の変更）、申請者の住所や連絡先に変更があった場合、大阪府のホームページから申請事項変更届（様式第2号）の用紙を出力し、大阪府に提出してください。</b> |
|          | <b>●給付金振込先口座の通帳等の写し</b><br><br>※金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人がわかるページの写し（ネットバンキング可）を提出してください。                                                                                                                                                                                 |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 世帯区分 1   | <b>●生活保護受給証明書の原本</b><br><br>※令和8年7月1日以降に発行されたもの<br>※扶助の種類（生業扶助）・世帯全員の氏名・生年月日・受給期間が記載されたもの                                                                                                                                                                           |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 世帯区分 2～4 | <b>●保護者等全員の課税証明書等</b><br><br>※下記の書類のいずれか（令和8年度のもの）を提出してください。<br>・市（町村）民税・道府県民税課税証明書または非課税証明書の原本<br>・市（町村）民税・道府県民税非課税通知書の写し<br>・市（町村）民税・道府県民税の特別徴収税額の決定通知書の写し<br><b>※配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出が必要です。</b>                                                  |
|          | <b>●住民票の写し（必要な場合のみ）</b><br><br>※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。<br>・住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合<br>・令和8年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、令和8年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合                                                                                                              |
|          |                                                                                                                                                                                                                                                                     |

※保護者等全員の課税額を証明する書類が提出できない場合（例：海外単身赴任の場合等）については、給付金を受け取ることができません。

## 送付先

下記の送付先に、受給申請書と添付書類を郵送してください。

〒564-0051 吹田市豊津町9-1 EDGE江坂  
『大阪府私立奨学のための給付金 申請事務局』 宛

- ※ 持ち込みによる申請はできません。必ず郵送で申請してください。
- ※ 普通郵便の場合、追跡確認はできません。また、電話問合せによる到達確認にも対応できません。
- ※ 郵便事故等が心配な方は、レターパックもしくは簡易書留等による郵便をご利用ください。（郵便局HP等において到達までの追跡が可能です。）

## 問合せ先

- 大阪府私立奨学のための給付金 申請事務局（令和8年7月1日～令和9年2月26日）  
電話：0570-010-103（受付時間 平日9時から18時まで）

- 大阪府ホームページ「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金について」  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku\\_kyuuhtml](https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuhtml)

携帯、スマートフォンから→

